

京都市消防局訓令乙第3号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成27年9月28日

京都市消防局長 杉本 栄一

別表第1合冬帽の款を次のように改める。

制 帽	男 性 帽	合 冬 帽	地 質	濃紺色の布地
			制 式	<p>円形とし、前ひさし及び顎ひもは、黒色の合成皮革製とする。</p> <p>顎ひもの両端は、帽の両側において金色の金属製消防き章各1個で留める。</p> <p>形状は、第1図1（1）及び（2）のとおりとする。</p>
		帽 章	<p>帽の前面に、黒色の布地の台地に銀色の金属製消防き章を金色のモール製の桜模様で囲んだ標章を付ける。</p> <p>形状は、第1図2のとおりとする。</p>	
		周 章	<p>帽の腰周りには、黒色のなな子織を巻き、消防司令以上は蛇腹組の金色の線及び蛇腹組の黒色の線を、消防司令補は蛇腹組の黒色の線を巻く。</p> <p>形状及び寸法は、第1図3のとおりとする。</p>	
	用 帽	夏 帽	地 質	紺色の布地
			制 式	形状は、合冬帽と同様とする。ただし、側面はメッシュとする。
			帽 章	合冬帽と同様とする。
			周 章	<p>帽の周りに、黒色のなな子織を巻く。</p> <p>形状及び寸法は、第1図3のとおりとする。</p>

	女性用	地質	合冬帽と同様とする。
		制式	平頭型とし、帽の腰周りに黒色のリボンを巻く。 形状は、第1図1(1)のとおりとする。
		帽章	合冬帽と同様とする。

別表第1夏帽の款を削る。

別表第1夏服の款上衣の項制式の中で「ふた付き」を「蓋付き」に、「そで」を「袖」に、「長そで」を「長袖」に、「半そで」を「半袖」に、「そで口」を「袖口」に、「第4図1」を「第3図1」に改め、同款ズボンの項制式の中で「すそ」を「裾」に、「第4図2」を「第3図2」に改め、同款スカートの項制式の中で「第4図3」を「第3図3」に改める。

別表第1消防局章の款中「第5図」を「第4図」に改める。

別表第1階級章の款中「ししゅう状」を「刺しゅう状」に、「第6図」を「第5図」に改める。

別表第1消防長章の款中「第7図」を「第6図」に改める。

別表第1バンドの款中「第8図」を「第7図」に改める。

別表第1活動帽の款制式の項中「ししゅう」を「刺しゅう」に、「装飾ししゅう」を「装飾刺しゅう」に、「第9図」を「第8図」に改める。

別表第1活動服の款合冬服の項上衣の目中「第10図1(1)」を「第9図1(1)」に、「第10図1(2)」を「第9図1(2)」に、「第10図1(3)」を「第9図1(3)」に、「第10図1(4)」を「第9図1(4)」に改め、同項ズボンの目中「第10図2」を「第9図2」に改め、同款バンドの項中「第10図3」を「第9図3」に改める。

別表第1救助活動帽の款制式の項中「第11図1」を「第10図1」に改め、同款帽章の項中「第11図2」を「第10図2」に改める。

別表第1救助活動服の款上衣の項制式の中で「第12図1(1)」を「第11図1(1)」に改め、同項胸章の目中「第12図1(2)」を「第11図1(2)」に改め、同款ズボンの項制式の中で「第12図2」を「第11図2」に改め、同款バンドの項中「第12図3」を「第11図3」に改める。

別表第1救急活動帽の款制式の項中「あごひも」を「顎ひも」に、「第13図1」を「第12図1」に改め、同款周章の項中「第13図2」を「第12図2」に改める。

別表第1合冬救急活動服の款上衣の項制式の中で「長そで」を「長袖」に、「ふた付き」

を「蓋付き」に、「そで」を「袖」に、「そで口」を「袖口」に、「第14図1」を「第13図1」に改め、同項胸章の目中「ししゅう」を「刺しゅう」に改め、同款ズボンの項制式の目中「すそ」を「裾」に、「第14図2」を「第13図2」に改め、同款バンドの項中「第14図3」を「第13図3」に改め、同款救急救命士腕章の項中「ししゅう」を「刺しゅう」に、「第14図4」を「第13図4」に改める。

別表第1夏救急活動服の款上衣の項制式の目中「ふた付き」を「蓋付き」に、「そで」を「袖」に、「長そで」を「長袖」に、「半そで」を「半袖」に、「そで口」を「袖口」に、「第15図」を「第14図」に改める。

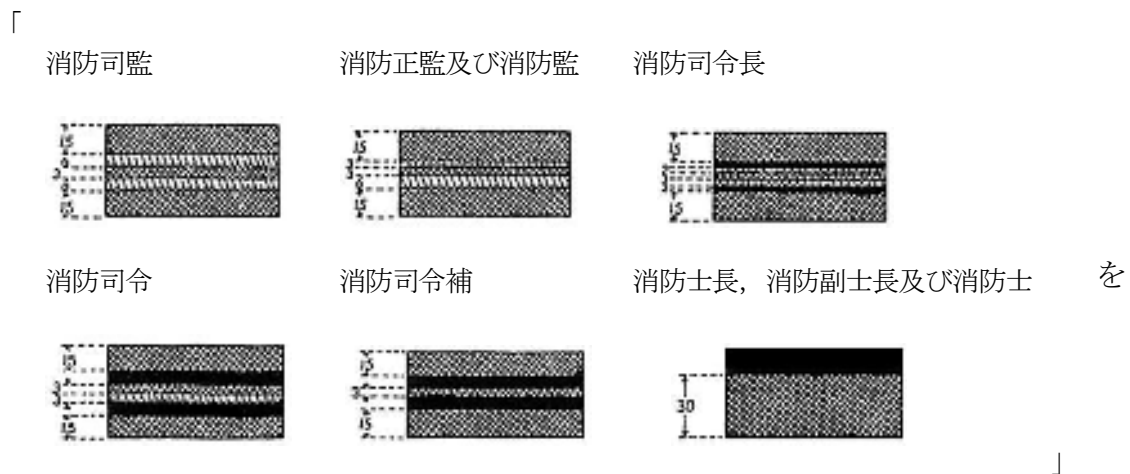
別表第1防火帽の款制式の項中「あごひも」を「顎ひも」に、「第16図1」を「第15図1」に改め、同款帽章の項中「第16図2」を「第15図2」に改め、同款周章の項中「第16図3」を「第15図3」に改め、同款しころの項中「第16図4」を「第15図4」に改める。

別表第1防火衣の款上衣の項制式の目中「雨ぶた」を「雨蓋」に、「すそ」を「裾」に、「そで」を「袖」に、「第17図1」を「第16図1」に改め、同款ズボンの項制式の目中「ひざ当て」を「膝当て」に、「雨ぶた」を「雨蓋」に、「すそ」を「裾」に、「すそ口」を「裾口」に、「第17図2」を「第16図2」に改める。

別表第1防寒衣の款コート型の項制式の目中「第18図1」を「第17図1」に改め、同款ジャンパー型の項制式の目中「第18図2」を「第17図2」に改める。

別表第1雨衣の款上衣の項制式の目中「第19図1」を「第18図1」に改め、同款ズボンの項制式の目中「第19図2」を「第18図2」に改める

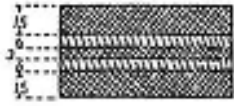
別表第1第1図中「合冬帽」を「制帽」に改め、同図中、



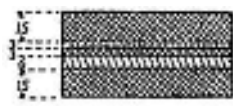
「

(合冬帽)

消防司監



消防正監及び消防監



消防司令長



消防司令



消防司令補



消防士長, 消防副士長及び消防士



に改める。

(夏帽)



」

別表第1中第3図を削り、第4図中「長そで」を「長袖」に、「半そで」を「半袖」に改め、同図を第3図とし、第5図から第8図までを1図ずつ繰り上げ、第9図中「ししゅう」を「刺しゅう」に改め、同図を第8図とし、第10図から第14図までを1図ずつ繰り上げ、第15図中「半そで」を「半袖」に改め、同図を第14図とし、第16図から19図までを1図ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。